

寒川町個人情報保護法等施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第22号

寒川町個人情報保護法等施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び寒川町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する帳簿は、個人情報ファイル簿(第1号様式)とする。

(開示請求の手続)

第4条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書(第2号様式)とする。

2 条例第4条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 開示請求者の連絡先
- (3) 求める開示の実施方法
- (4) 開示の実施希望日(情報公開コーナーにおいて開示の実施を求める場合に限る。)
- (5) 開示請求者の区分
- (6) 開示請求者の本人確認書類の区分
- (7) 開示請求する保有個人情報に係る本人の状況(開示請求者が代理人である場合に限る。)
- (8) 請求資格確認書類の区分(開示請求者が代理人である場合に限る。)

(開示請求に対する決定)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有開示情報の不開示決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限)

第6条 法第83条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等期限延長通知書(第5号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 法第84条後段の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等期限特例延長通知書(第6号様式)により行うものとする。

(開示の実施方法等の申出)

第8条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示実施方法等申出書(第7号様式)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送)

第9条 法第85条第1項前段の規定による事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書(第8号様式)により行うものとする。

2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書(第9号様式)により行うものとする。

(第三者に対する意見照会等)

第10条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知及び意見の照会は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書(第10号様式)により行うものとする。

2 法第86条第1項又は第2項の規定による意見の照会に対する意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(第11号様式)とする。

3 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に

ついて(第12号様式)により行うものとする。

(訂正請求の手続)

第11条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報の訂正請求書(第13号様式)とする。

2 条例第7条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 訂正請求年月日
- (2) 訂正請求者の連絡先
- (3) 訂正請求者の区分
- (4) 訂正請求者の本人確認書類の区分
- (5) 訂正請求する保有個人情報に係る本人の状況(訂正請求者が代理人である場合に限る。)
- (6) 請求資格確認書類の区分(訂正請求者が代理人である場合に限る。)

(訂正請求に対する決定)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報の訂正決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の不訂正決定通知書(第15号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限)

第13条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報の訂正決定等期限延長通知書(第16号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第14条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報の訂正決定等期限特例延長通知書(第17号様式)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送等)

第15条 法第96条第1項前段の規定による事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書(第18号様式)により行うものとする。

2 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書(第19号様式)により行うものとする。

第16条 法第97条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について(第20号様式)により行うものとする。

(利用停止請求の手続)

第17条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報の利用停止請求書(第21号様式)とする。

2 条例第7条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 利用停止請求年月日

(2) 利用停止請求者の連絡先

(3) 利用停止請求者の区分

(4) 利用停止請求者の本人確認書類の区分

(5) 利用停止請求する保有個人情報に係る本人の状況(利用停止請求者が代理人である場合に限る。)

(6) 請求資格確認書類の区分(利用停止請求者が代理人である場合に限る。)

(利用停止請求に対する決定)

第18条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止決定通知書(第22号様式)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有開示情報の利用不停止決定通知書(第23号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限)

第19条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報の利用停止決定等期限延長通知書(第24号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例)

第20条 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報の利用停止決定等期限特

例延長通知書(第25号様式)により行うものとする。

(個人情報保護審査会への諮問等)

第21条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる審査請求の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。

- (1) 開示決定等についての審査請求 諮問書(開示決定等)(第26号様式)
- (2) 訂正決定等についての審査請求 諮問書(訂正決定等)(第27号様式)
- (3) 利用停止決定等についての審査請求 諮問書(利用停止決定等)(第28号様式)
- (4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為についての審査請求 諮問書(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)(第29号様式)

2 法第105条第2項の規定による通知は、諮問報告通知書(第30号様式)により行うものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 3 条関係)

個人情報ファイル簿

管理番号

個人情報ファイルの名称			
行政機関等の名称		個人情報ファイルが利 用に供される事務をつ かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの 利用目的			
記録項目			
記録範囲			
記録情報の収集方法			
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨			
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)		
	(所在地) 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地		
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手續等			
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号(マ ニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当するフ ァイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備 考			

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 寒川町長

(ふりがな)

氏名 _____

住所 _____

連絡先 _____

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

- | |
|--|
| ア 事務所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
＜実施の希望日＞ 年 月 日 |
| イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 |
| ウ 写しの送付（郵送）を希望する。 |

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

個人情報の保護に関する法律第78条第 号 該当 (理由)

※ なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

- | |
|---|
| (1) 開示の実施の方法等 事務所における開示 ・ 写しの送付 |
| (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所： |
| (3) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合 |
| (4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額） |



<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線:)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	個人情報の保護に関する法律第78条第 号 該当

※ なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線)
e-mail:

第5号様式(第6条関係)

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

部 課 担当

電 話： (内線)

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

部 課 担当

電 話:

F A X:

保有個人情報の開示実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 寒川町長

(ふりがな)
氏名 _____
住所又は居所
〒 _____
連絡先 () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 (: 同封する郵便切手等の額 円)
無

<本件連絡先>
部 課 担当

電話:
FAX:
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

長 様

寒川町長

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>

部 課 担当

電 話：

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話： (内線)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

様に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条（第1項、第2項）の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

また、開示決定に際し、いただいた御意見を反映できないことがあります。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第2項第1号 <input type="checkbox"/> 第2項第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線)
e-mail:

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先)寒川町長

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

連絡先

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

様から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線)
e-mail:

保有個人情報の訂正請求書

年 月 日

(宛先)寒川町長

(ふりがな)

氏名 _____

住所 _____

連絡先 _____ () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

※ なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話： (内線)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線:)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線:)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

貴市・町・村に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	氏名 住所 生年月日 性別
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線:)
e-mail:

保有個人情報の利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 寒川町長

(ふりがな)

氏名 _____

住所 _____

連絡先 _____ () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください	
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	(ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線:)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線:)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線:)
e-mail:

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

保有個人情報の利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止 決定等の期限の特例）を適 用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線:)
e-mail:

第 26 号様式(第 21 条関係)

寒 第 号
年 月 日

寒川町個人情報保護審査会
会長 様

寒川町長

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

第 27 号様式(第 21 条関係)

寒 第 号
年 月 日

寒川町個人情報保護審査会
会長 様

寒川町長

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

第 28 号様式(第 21 条関係)

寒 第 号
年 月 日

寒川町情報公開・個人情報保護審査会
会長

様

寒川町長

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

第 29 号様式(第 21 条関係)

寒 第 号
年 月 日

寒川町情報公開・個人情報保護審査会
会長

様

寒川町長

諮 問 書

[個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく開示請求・個人情報の保護に関する法律同法第90条の規定に基づく訂正請求・個人情報の保護に関する法律同法第98条の規定に基づく利用停止請求]に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

諮問報告通知書

年 月 日付けの寒川町長に対する審査請求について、下記のとおり寒川町個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）同法第105条第3項において準用する同法第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

<本件連絡先>

部 課 担当
電 話: (内線:)
e-mail: